

【教文部企画】

「大学自治の確立を目指して ―すべての設置形態の大学での自治を！―」

日時・時間帯：2022年9月10日（土）15:30～17:30

分科会の趣旨：

2014年の学校教育法改正を契機に、それまで以上に大学自治の後退が起きました。

日本の大学は、設置主体の形態の別によって国立大学法人、公立大学法人（いまも一部、地方公共団体直営の公立大学が存続する）、私立大学に分かれています。これらの経営主体の法人のあり方を規定するために、それぞれ国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法が定められています。一方で、設置主体の形態の如何によらず、設置される大学のあり方を規定する法として学校教育法が定められています。学校教育法は、日本国憲法のもと、教育のあり方を定める教育基本法の下で初等中等教育とあわせて大学に関する諸事項を定めたものです。

2014年の学校教育法改正は、「大学のガバナンス改革」を標榜し、大学における教授会の権限を縮小し、学長に権限を集中させることを目的に行われました。従来は「重要事項を審議する」機関であった教授会を、学長が決定を行うに際して意見を聴く、いわゆる諮問機関とすることや、学長が諮問すべき事項を列挙することによって逆にそれ以外の事項を議論させない方向に誘導することを主眼とするものでした。すなわち、法によって大学の学長と教授会（教員団）との関係を規定し、教授会権限を大幅に縮小することを行ったものです。

この法改正はつまり、前述のような大学自治に関わる事項の細目を法で規定するという行為によって大学自治を踏みじるとともに、それ以降、大学自治の機能を大幅に制限するものとして機能するものでした。

この法改正により、日本の大学では実態として、国公立をとわず、法人や大学執行部の専横が進み、そのことは、教職員の意欲低下とそれによる研究の量的・質的低下、学生が受けることが出来る教育の質が低下する傾向を引き起こしてきています。

全大教は、2014年の学校教育法改正に強く反対し運動を行いました。また、その後ひきつづく国立大学における学長選考の非民主化に反対するなど、大学自治を守り育てるための運動を続けています。

全大教・日本私大教連・公大連は、2021年に「大学自治の確立をめざす制度要求づくりの進め方検討会」（略称：制度要求検討会）を立ち上げました。学校教育法改正により破壊された大学自治を改めて確立するため、学校教育法の再改正を求める要求を共同で行うことを検討することを中心に、1～2カ月に1回のペースで会議を重ねてきました。

この分科会では、あらためて 2014 年の学校教育法改正の問題点を確認したうえで、3 団体での制度改正要求の検討の状況報告と、各設置形態における大学自治の現状の報告を受けて、今後の大学自治のあり方、運動の進め方について議論をしたいと考えています。

おもな内容（予定）：

- ・ 開催趣旨説明
- ・ 基調報告
- ・ 大学教職員組合 3 団体からの報告「各設置形態の大学での 2014 年学校教育法改正の影響と大学自治の状況」
 - 日本私大教連
 - 公大連
 - 全大教
- ・ 討議の柱説明
- ・ フロア発言
- ・ まとめ